

## 代議員選挙実施規程

### (目的)

第1条 選挙管理委員会規程第15条第2項に基づき、代議員選挙における投票および選任の方法に関する事項をこの規程に定める。

### (選挙実施区分)

第2条 代議員は、定款第5条第2項～第10項の各項に基づき、都道府県理学療法士会ごとに選任する。

### (正会員の定義)

第3条 この規程における正会員とは、定款第5条1項1号に定める者のうち、会員規程第10条第1項により休会の申し出を行っている者、会費徴収規程第7条に定める会費未納者、ならびに懲戒規程第16条第3号および第4号に該当する者を除くものとする。

### (都道府県代議員定数)

第4条 各都道府県理学療法士会の代議員数の算出に当たっては、まず各都道府県理学療法士会に属する正会員数を、本会に属する正会員数で除して、当該正会員数に対する都道府県理学療法士会ごとの正会員数割合を算出する。次にその数値に300人を乗ずることにより都道府県理学療法士会ごとの代議員数(暫定値)を算出する。この暫定値が整数でない場合には小数第1位を四捨五入して確定する。なお、正会員数は代議員の任期満了を迎える前年の12月1日現在とする。

2 前項の場合において代議員数(暫定値)の全都道府県理学療法士会の合計が300人を超えた場合は、代議員数(暫定値)の多い都道府県理学療法士会で、かつ、正会員数が少ない都道府県理学療法士会から順次1名ずつ減ずることとし、300人に不足する場合は、代議員数(暫定値)の少ない都道府県理学療法士会で、かつ、正会員数の多い都道府県理学療法士会から順次1名ずつ増ずることとする。

### (選任の方法)

第5条 代議員の選任は、電子投票による選挙により行われ、当選者をもって選任される。その方法は、以下の各号による。

- (1) 投票は、定数内連記投票とする。
- (2) 当選は、定数内で白票を除く有効投票の上位得票順とする。
- (3) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。抽選の方法については、別に定める。

(4) 立候補者が定数を超えない場合は、無投票当選とする。

(5) 立候補者が定員に満たないときは、投票開始前までに都道府県理学療法士会において推薦し、選挙管理委員会に届け出るものとする。

(欠員の取扱い)

第6条 何らかの事由により代議員に欠員が生じたときは、定款第5条第8項～第10項に従う。なお、補欠の代議員の選挙については、選挙実施要綱で別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃は、理事会の承認を得て行う。

附則

1 この規程は、令和8年1月11日から施行する。